

## 専門別研究会規程

(昭和50年2月28日理事会議決)  
(昭和54年9月14日理事会一部改訂)  
(平成3年1月11日理事会一部改訂)  
(平成11年4月21日理事会一部改訂)  
(平成15年12月19日理事会一部改訂)  
(平成16年3月8日理事会一部改訂)  
(平成16年5月19日理事会一部改訂)  
(平成19年11月14日理事会一部改訂)

- 第1条 専門別研究会(以下本研究会と称す)の組織および運営は、定款に定めるものの他この規程による。
- 第2条 本研究会は本会の対象とする領域における学問または技術の発達を期するため、特定の重要な研究分野につき研究することを目的とし、短期的に集中して活動すべきものを「研究会(A)」、長期かつ持続的に活動すべきものを「研究会(B)」と分類する。
- 第3条 本研究会は広く会員からの研究発表を受け付けるとともに、会員はすべての研究会に参加することができる。
- 第4条 本研究会の設置は理事会の議決によるが、本研究会の発議は次のいずれかの方法による。
- イ. 本研究会設置を希望する若干名の会員グループ(医学生物学系および理工学系の会員を含む)が研究会名、責任者名、目的、事業計画、予定される主な参加者名、存続期間等を添えて発足希望年の前年12月末日までに会長宛申し出る。
- ロ. 理事会が発議する。
- 第5条 本研究会に研究会員1名、医学生物学系幹事1名、理工学系幹事1名を含む若干名の研究会幹事をおく。
- 第6条 研究会長は当該研究会を代表し、また当該研究会を統轄する。
- 第7条 研究会長は当該研究会を原則として、研究会(A)は年4回以上、研究会(B)は年1回以上、それぞれ定期的開催する。研究会は国内各地域において開催されることが望ましい。
- 第8条 研究会長は当該研究会で行なわれた発表の中から特に重要と認められたものに関し、当該発表者に本会機関誌への投稿(論文、研究速報、資料等)を勧奨する。研究会は資料を作成することが望ましい。
- 第9条 研究会は、その活動のために必要な金額を学会の定められた予算の枠内において学会より受け取ることができる。
- 第10条 研究会は研究会参加者から必要経費を徴収することができる。
- 第11条 研究会長は毎年12月末日までに次年度の事業計画を、また毎年度末までに当該年度の事業報告および学会からの援助金額に関する決算を会長に報告しなければならない。
- 第12条 研究会幹事は当該研究会の事務および理事会、学会事務局との連絡事務を掌理する。
- 第13条 研究会長および研究会幹事は当該研究会が正会員の中から推薦し、理事会の承認を得て会長が指名する。

- 第14条 研究会長および研究会幹事の任期は3年とし、原則として重任することができない。ただし、特別の事情により理事会が認めた場合は、1年に限り重任することができる。任期中の退任に伴う新任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第15条 研究会(A)の存続期間は3年以内、研究会(B)の存続期間は9年以内とし、それぞれ当該存続期間経過後は原則として解散される。ただし、
- イ. 理事会が研究会の目的を達したと判断した場合は存続期間が終了であっても、理事会の議決により研究会は解散される。
- ロ. 同一の分類において再び設置することを希望する研究会が当該再設置を希望する年度の属する年の1月末までに会長宛申し出た場合において、実績に照らし理事会が必要と認めた場合は、再び設置することができる。
- ハ. 前項の適用を受けた研究会の存続期間満了後のさらなる再設置は認めない。
- ニ. 異なる分類への切り替えの申し出があった場合は第4条の規定を準用する。
- ホ. 担当理事(総務、財務を含む)および委員によって構成される専門別研究会評価委員会を設置し、前年度事業報告、決算報告および次年度の事業計画、予算計画に基づいて研究会を評価し、研究会の継続、解散、新設について理事会に答申する。
- 第16条 理事会は各研究会長および若干名の理事によって構成される専門別研究会協議会を組織し、以下の項目について諮問してその答申を受けた上、毎年度末に次年度の専門別研究会を決定する。
1. 各研究会の取り扱う研究分野の整合性
  2. 新しい重点領域分野の検討
  3. 各研究会の具体的運営方法
- 第17条 本会は毎年度初頭に、各研究会の研究会名、研究会長名、取り扱う研究分野、事業計画等につき本会機関誌を通じて会員に周知する。
- 第18条 研究会長は研究会の開催日時、会場および議題などを本会ホームページ等に掲載し会員に周知する。
- 第19条 この規程は平成11年4月21日から実施する。
- 第20条 この規程を変更する場合は理事会の議決を経ることを必要とする。

## 附則

1. 第9条に定める金額の算出基準は以下の通りとし、前年度実績と次年度予定のうち、少ない回数に基づいて算出する。ただし、新設初年度については予定開催回数に基づき算出する。

研究会(A):	1回開催あたり×25,000円
上限	150,000円
研究会(B):	1回開催あたり×25,000円
上限	75,000円
2. 平成15年度においてすでに活動中の研究会については、前項の規定を除き、平成16年度より新設された場合と同様に本規程を適用する。